

●香川県告示第335号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成28年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 平成28年10月25日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字横田丙1988番1の一部、丙1992番の一部及び丙1992番2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.15メートル
延長 57.94メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。